

意見募集及び関係団体ヒアリングにおける主な意見(概要)

全般

- 我が国の文化芸術に関する客観的なデータを明らかにし、分析することが重要。調査分析がないままに現状の善し悪しを論じて政策立案を行えば、文化芸術の実態にそぐわない制度を作り出し、誤った文化政策を講ずることになりかねない。
- 「2. 各分野における重点施策(具体的施策)」について、何故この5つの分野なのかを明記してほしい。文化芸術振興基本法で分類されている分野とは異なることから、当該分類には意図があると思われるので、説明を要する。
- 地域の文化芸術拠点の充実やアーツカウンシルの導入、マッチンググラント等新たな支援の仕組みを含めた支援制度の見直し、人材育成等については、いずれも舞台芸術分野に限らず文化芸術全体からみて求められることではないか。
- 「審議経過報告」の内容は第2次基本方針の骨子を繰り返したものであり、この3年間の施策の分析もなく、「文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等」を具体的にどのようなものと認識しているのか不明である。
- 基本方針は概ね5年間を見通して策定するとされているが、文化芸術の根幹は5年、10年で大きく変わるものではない。今後、第4次基本方針以降の策定作業は、また一から議論するというのではなく、基本方針見直しの要否、必要な場合にどう見直すのかについて議論すべき。また、毎年、基本方針に基づく施策の実施状況や目標達成度合い、達成されていないものについてはその原因・改善策等について検証すべきではないか。
- ①文化芸術振興基本法を具体的に実行するための基本方針の策定、②基本方針に基づく年度ごとの事業ビジョンの策定、③事業の実施・展開、④基本方針、年度ごとの事業ビジョンに照らした事後検証・改善のサイクルなくしては、何度基本方針を見直しても課題は解決されないのではないか。

基本理念

- 第3次基本方針においては、文化芸術が国づくり・地域づくり・人づくりの根幹であることから、関係省庁との協働を図る文化省の設置や文化予算の確保方針、地方における文化施策の充実、民間資金等の活用など、国の主導的役割の発揮について強調する必要がある。
- 基本理念においては、①文化芸術が人間存在に与える意義、②そのための国としての振興施策の重要性、③特にグローバル化が進行する国際社会における国家戦略の重要性の3点を明確に書き分けるべき。今後、重点的な政策推進を図るためにも、できるだけ多くの国民の

共通理解を得ることが不可欠であり、そのためには分かりやすい表現で明確に示すべき。

- 基本的なスタンスとして「攻守」バランスのとれた文化政策と捉えるべき。「攻守」の目指すところについて、例えば、「攻め」は対外的な文化発信による日本の認知度の向上や文化に付随する経済産業の成長、「守り」は日本人のアイデンティティの維持や次世代への伝承という具合に設定することができる。
- 「鉄は国家なり」を例に引き、文化芸術の振興を創造産業の発展に結び付けるなど、国力強化の面が強調され過ぎており、豊かな人格形成と調和のある社会形成にとって文化芸術が持つ重要な役割についてもっと議論されるべき。
- 「創造産業の発展」とあるような成長戦略としての文化芸術の振興とあわせて、文化芸術を介した若者、障害者、高齢者、貧困者、失業者等の社会参加や社会的包摂など、「支え合いと活気のある社会」を謳う「新しい公共」の実現と「最小不幸社会」の構築のため、文化芸術の役割を見直し、政策に反映すべき。
- 基本理念として、まず「豊かな文化を継承し、発展させること」があり、全国民が豊かな文化を享受するだけでなく、そこに参画する機会を作っていくことが必要ではないか。経済的な効果、産業に対する刺激、文化発信などは副次的効果として期待されるものであって、文化芸術をどう次世代に継承していくのかという基本的な課題について論及すべき。
- 文化芸術は、子ども、高齢者、障害者、失業者、在留外国人など国内に在住するすべての市民に参加の機会を開き、各々の表現機会、交感機会を創り出し、協働する基盤を生み出す社会のインフラとなり得るものであり、「他国に誇る自国の文化芸術を持つことは、わたしたち一人一人にとって何物にも代え難い心のよりどころとなる」とある点に加えて、社会包摂としての機能が明言されるべき。
- 「文化芸術」は究極的には人間一人一人の幸福に繋がるものであり、「他国に誇る」という国家間の競争的な表現とは本質的に相容れない。国家間の関係という視点から論じるのであれば、「他国に日本の文化を誇ること」ではなく、「国境を越えた様々な価値観の共有」が深まることであると考えらる。
- 「産業」「外交」の前提として、文化振興を通して保障され得る表現の自由やその多様性があり、それこそが心の豊かさ、文化の豊かさ、公共の利益へとつながっていくという理念についてもう少し踏み込んで触れるべき。
- 「文化芸術の振興は持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤…」としながら一方で「経済面での国際競争の陰に隠れ、文化発信面で国際社会に遅れをとってはならない」というのでは理念の前提が分からない。経済活動と文化活動を切り離して考えるのか、経済発展のリソースとして文化活動が必要と考えるのか明確にすべき。「文化芸術立国」とは何なのか、情

緒的な表現はさておき、厳密に言葉を尽くして説明すべき。

- 経済と文化は「国力」を支える両輪であるにも関わらず、これまで国の方向性を決める人々は、経済と文化のバランスを考えなかった。文化芸術振興基本法がまったく機能していないからこそ、いま改めて「文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、文化芸術振興策の強化・拡充を図らなければならない」のであるとの認識で答申をまとめ、確実に実行に移すべき。
- 「国自らの責任において自国の文化芸術を振興しなければならない」という文言は心強い限り。「自国の文化芸術」には、もちろん国境を越えた音楽、舞踊、美術、映画等なども入るだろうが、何よりもまず伝統芸能など我が国固有の文化を中心に据えるべきではないか。
- 「文化は国家なり」の理念を示すため、新たな「文化芸術立国」の実現を目指すため、「文化省」創設の早急な実現を求める。
- 最も重要かつ喫緊に対応しなければならないのは「関係省庁が〈協働の姿勢〉をもってより一層連携を強化していかなければならない」という点にある。縦割り行政の弊害を乗り越え、関係省庁のみならず関係機関を含めた横断的な改革を強く望む。

文化予算

- 先進諸外国に比べ日本の文化予算は低水準にあるとはいえ、やみくもに予算を拡大すればよいということではなく、やはり「目的」「必要性」が第一義である。行政と民間の力をうまく活用し、透明性が高く、広がりのある事業展開が望ましい。
- マッチンググラントの導入を検討するにあたっては、国が従来文化予算を減額することはないとの前提に立たねばならない。民間からの寄附金をマッチングすることで官民トータル文化支援額が増えることを期待することはあっても、決して国の文化予算の減額分を補填するために民間からのマッチングを促すことがあってはならない。

文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し

- 経済的情勢の悪化により、地方自治体や民間からの支援が削減され、とても安定して文化の追求ができる状況にないのが文化芸術団体の実情である。文化芸術の担い手の生活を保障することが文化存続・発展の基盤であり、団体の経営努力は当然であるが、安定的な収入確保の仕組みを構築することが不可欠。国、地方、民間の分担の在り方について言及し、その上で「文化政策は短期的なコスト削減・効率重視といったものであってはならない」点を強調することが必要である。
- 赤字補填という現行助成制度は根本的には是正されなければならない。芸術団体への経済的な支援は、「助成」ではなく、社会的なインフラ整備、公共財への投資として考えるべき。

- どの芸術様式でも同じであるが、ジャンルによって必要な助成の種類や方法、審査・評価の基準等が大幅に異なる。アートマネジメントの視点からだけでなく、実際にジャンルごとの特性と差異を熟知する専門家による、俯瞰的かつ現場の実態に即した政策形成を望みたい。

寄附税制、「新しい公共」

- NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援するためにも脆弱な財政基盤や人材不足といった現状の課題に則した支援の在り方が必要であり、複数年度を前提とした委託事業、補助事業の制度設計や、現場の予算執行に裁量権を持たせた運用を切望する。
- アートNPOによる諸活動は、地域文化の活性化、社会的包摂の実現、社会関係資本の増大に寄与しており、市民社会における公益的な活動と捉え直すべき。
- 「企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促すとともに、NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援」とあるが、投資する側・支援される側を限定しすぎず、幅広い主体(NPO 法人や公益法人、市民、企業等)の多様な参画の在り方を検討すべき。
- 個人寄附を促進するには、寄附税制の拡充もちろん有効であるが、現在確定申告の対象である寄附金控除を、年末調整の対象とすることが極めて有効である。
- 非営利セクターへの寄附金控除の拡充や、千葉県市川市の条例による「市民活動支援制度」(1%支援制度)のように納税者等が希望すれば、自らが選ぶ非営利セクターに住民税の一部(1%)を託すことができる制度の全国的な導入を検討すべき。

「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入

- 各地域の実情・課題、他国との違いを十分に調査研究した上での「日本版」を構築すべき。
- 「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入については、文化庁、日本芸術文化振興会基金部の助成事業の経験と実績、その評価を踏まえ、基金部の充実と独立を視野に入れ、助成制度の見直しと対応させて 2011 年度に着手し、2013 年度には専門助成機関を確立するような工程スケジュールを示して進める必要がある。
- 文化政策は基本的に地方分権に基づくべき。アーツカウンシルの導入は望ましいが、あくまでも地域ごとの自主性を重んじることが重要であり、すべての地域を一律に中央組織で統括していくことに加え、一定の地域ごとに複数の機関を分権的に設置することが望ましい。評価も全国一律でなく、地域の実情にあった評価をすることが肝心である。
- 評価等を行う専門家(プログラムオフィサー)の必要性を提起する以上、その人材育成・確保の在り方、選任のプロセスについて明確に規定する必要がある。

地域の核となる文化芸術拠点への支援拡充、法的基盤の整備

- 地域の文化芸術拠点そのものの意義や目的、あるべき姿についても議論がなされるべき。地域の拠点が自律的に地域の実情にそった活動ができる仕組みの導入を希望する。
- 「地域の核となる文化芸術拠点」が公の施設に集中することのないよう、また民間の施設を圧迫することがないよう配慮すべき。
- 「地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する」にあたっては、公立文化施設のみならず、アートの拠点となり得る地域資源(遊休となった公的施設、無人化が進行する中心市街地の建造物等)を活用した拠点形成と活動支援を望む。
- 法的基盤の整備については、地域における法制や公益法人制度、指定管理者制度等との整合性、整備後の財政措置についても議論が必要である。
- 地域の核となる文化芸術拠点の充実を図るためには、指定管理者制度の適用ないしその運用の在り方に関し抜本的見直しを図る必要があることを明記すべき。
- 整備要件を一律に規定するのではなく、小さな施設であっても取り組み方によっては拠点として認められるような多様かつ柔軟な設定を行うべき。その場合、①地域の範囲の捉え方に柔軟性をもたせる、②専門家配置要件も一律ではなく代替措置も可能とする、③創造発信型だけでなく事業要件についても多様性をもたせるなど、多くの文化施設がその気になれば拠点として認めてもらえるような設定とし、全国 2,200 ある公立文化施設の活性化に寄与する仕組みとすべき。

指定管理者制度

- 公立文化施設においても指定管理者制度が導入されたことにより、短期的な経済性と効率性が求められ、長期展望に基づく文化政策を行うことが困難となり、また、県からの文化予算も非常に厳しい中で、本来重視されるべき事業内容の充実や専門性を必要とする職員の育成等が軽視されている。一定期間毎に指定管理者が代われば、地道な連携が必要となる地域と一体となった取組も困難化しかねない。こうした現状を踏まえ、公立文化施設に対する指定管理者制度の在り方について再検討を求めたい。
- 指定管理者制度は、①経済性・効率性のみが強調され、地域文化の振興という本来の設置目的や使命が後回しにされる状況がみられる、②事業内容が集客率のみに比重を置いた画一的な企画に流れがち、③指定期間が限られることから事業の安定性・継続性を確保することが難しい、④必要な専門的人材を確保し育成することが極めて困難、といった多くの問題点が指摘されており、制度の運用について再検討すべき。
- 指定管理者制度のガイドラインの作成に賛成。特に、5年を超える契約の必要性・合理性に係る判定基準や指定管理除外の基準を公的機関が示すことは、博物館・美術館の長期的な

管理やサービスの向上、優秀な人材の育成・活用にとって大きな意義があると考えるので、これらの点について具体的に検討すべき。

美術品の国家補償制度

- 美術品の国家補償制度の創設に当たっては、適用対象が設置主体によって限定されることなく、国公立を問わず適用されるよう要望する。
- 美術品の国家補償制度は大変に歓迎されることだが、導入に当たっては、社会的認知を追求するとともに、対象美術品を鑑賞教育に活用することを望みたい。

文化芸術を創造し、支える人材の充実

- 「文化芸術にかかわる人材については、(中略)文化芸術を支える専門人材の不足や養成体制に関する課題等が指摘されている」とあるが、人材は豊富に存在するにも関わらず「活用できていないこと」が大きな問題であると認識すべき。活用に至らない要因として、①文化庁に「アートマネジメント領域の人材育成」に関する長期的な方針がないこと、②文化芸術領域で働く人の雇用環境(給与・社会保障)について根本的な議論がなされないこと、③文化芸術領域と異業種との積極的な交流が少ないため、財務・マーケティング・広報・法律等の専門スキルをもつ人材が流入しにくいこと、が考えられる。これらの課題を踏まえ、人材活用の仕組みについて議論してほしい。
- 地方では、アーティストをはじめとする芸術創造に関わる人材が首都圏等に流出することなどにより芸術の創造力が弱まっているという現状認識を記載すべき。この対策として、舞台芸術の分野では、レジデンス等の形で地方の拠点的な劇場・音楽堂にアーティストの創造力を集積させることができるよう支援を充実すべき。
- 指定管理者制度の導入により、優秀な正規職員にとっても雇用が不安定なことから中長期的な展望を持った劇場運営への意欲がそがれている。そうした背景が影響し、劇場、音楽事務所等の人事異動は、もはや組織から組織への「転職」ではなく「同じ組織内の担当異動」にたとえられるほどである。こうした現状を踏まえ、アートマネジメント人材のための全国規模の非営利な人材バンク(不安定な雇用環境にある優秀な人材を、必要な地域、施設へと紹介するような機能をもつ機関)の設立を望みたい。
- 新進芸術家の海外研修制度・国内研修は、研修後に長期的なレビューを実施することにより研修成果の定着度を測定し、研修者に責任と自覚を促すべき。
- 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会の充実については、国際交流基金等との連携を図り、海外で芸術家が得た経験・情報をシェアし、文化庁研修以外の芸術家の海外研修の充実に役立つ仕組みの構築などに踏み込むべき。

- 芸術分野を専攻する学生にとって、大学・大学院を卒業した後の就職先が大きな課題となっているため、就職が決まるまでの一定期間そうした文化芸術を創造し、支える若手を支援する制度の確立を考えたい。例えば、就職するまでの間、文化芸術の創造活動に必要な資金を援助する「文化芸術創造活動支援基金(仮称)」を設けてはどうか。その上で、海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなどの支援体制を充実させたい。
- 海外研修、顕彰制度等の頂点を引き上げるための支援に加え、水準の底上げが出来るような支援も検討すべき。例えば、大学で演劇学を学べる機会を増やしたり、若手の役者や演出家が活動を続けられる環境を整えたりすることが考えられる。
- 実演家の養成・研修に関しては、新国立劇場演劇研修所を我が国におけるトップレベルの人材育成の中核的拠点と位置付け、予算を充実するとともに、その存在の周知を図るべき。
- 舞台芸術分野における人材育成の中核的拠点の役割を新国立劇場のみが担うことには反対。ただ1つの施設のみに人材育成の役割を課すのは非常に危険なことであり、複数の施設を設置し様々な選択肢を持つ方が健全だと思う。
- 舞台技術者・スタッフ及び運営スタッフの研修体制づくりが急務である。特に舞台技術者については、キャリア形成に必要な職域を越えた共通知識・技能を修得する統一的な人材育成基盤がなく、技能認定等も含め研修システムの確立と新国立劇場及び各地の公共劇場において研修ができる体制づくりが必要である。また、舞台技術者・スタッフや運営スタッフの人材育成は、雇用の場の確保と切っても切れない関係にあるため、雇用促進の政策を検討する必要がある。
- 人材の充実という観点から、専門人材である舞台技術者に対する資格・検定を整備するとともに、当該資格を有する舞台技術者の文化芸術拠点への配置について法的基盤の整備にあたっては考慮してほしい。
- 舞台芸術制作及び人材育成に関し、芸術団体、劇場、大学を含む横断的な連携プログラムに対する支援制度の導入に言及すべき。
- 文化芸術活動や施設における雇用機会の創出、雇用の促進、専門的人材のキャリアパスの道筋を示すことが急務である。
- 古典芸能、特に、日本舞踊・邦楽・演芸等のアートマネジメント人材の不足は、日本の伝統芸能を次世代につなげていくことに多大な影響を及ぼしている。流派を超えて伝統文化をマネジメントできる高度な人材を育成していくことは喫緊の課題。無形文化財を支えるアートマネジメント人材の養成について盛り込んでほしい。

- 大学に舞踊学科、演劇学科が少ないことは、我が国実演芸術の人材の層が薄いとされる原因の1つである。芸術大学だけでなく総合大学においても芸術分野を充実させてほしい。
- 美術館・博物館がより多くのインターンシップを受け入れられるような枠組みの整備(インターン生受け入れへの予算補助や、インターン生の活動費補助等)を求めたい。

子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- いまの子どもたちは、外で遊ぶことも少なく、テレビやゲームなどのバーチャルな世界にどっぷりと浸かっている。塾や習い事で家にいる時間も少なく、生の芸術に触れる機会を家庭で与えるのはなかなか難しい。従って、豊かな創造力・想像力を育み、次代を担う若者を育てるためには、学校教育の現場で少なくとも年1回は文化芸術を鑑賞する機会を設けたり、芸術を通して他者とのコミュニケーションの能力を培う時間を増やしたりすることが必要である。
- 義務教育期間においては、あらゆる地域に住む子どもたちが、少なくとも1回は鑑賞機会が得られるよう目標を確立し、実現のための実施方法や国・地方公共団体・芸術団体等の役割分担の検討など工程スケジュールの検討が望まれる。
- 学校における鑑賞教室も重要であるが、舞台芸術の魅力を知って更なる感動とマナーを身に付けるためには、文化施設での質の高い鑑賞教室を行うことが求められる。
- 鑑賞教室については、予算措置も重要であるが、鑑賞作品の選定方法や質の向上に関する十分な配慮が必要。そのためには選定側の専門知識とともに、実際の鑑賞状況の把握と鑑賞した子どもの反応も評価対象とする必要がある。
- 子どもたちが舞台芸術に触れる機会を充実させるためには、教育委員会が中心となって、文化施設、文化団体等が連携できるようなプログラムを企画することが必要ではないか。
- 子どもや若者と文化芸術の出会いをコーディネートする専門的な人材(コーディネーター)の育成、活用、雇用機会の創出が必要。また、学校がこうした取組を受け入れやすくするため、現職教員に対するコミュニケーション教育の啓発や普及、大学での教員養成課程を対象としたコミュニケーション教育の実践などが求められる。
- 子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会を確保する必要性について、子どもの権利条約第31条(休息・余暇・遊び・文化芸術への参加の権利)、いわゆる子どもの文化権の保障の視点を入れてほしい。
- もちろん子どもや若者を対象としたものも重要であるが、裾野を広げるという意味合いでは、同じく文化芸術に触れる機会を持ちにくい高齢者、障害者、失業者、在留外国人など自発的に文化芸術に触れる機会をつくりにくい社会構成員すべてを対象とすべき。

文化芸術の次世代への確実な継承

- 全国各地に伝承されてきたお祭り等の無形文化財は、それぞれの地域住民によって守り伝えられてきているが、近年の過疎化、高齢化によっておしなべて後継者不足に陥り、組織も脆弱化してきている。後継者の確保・育成は団体ごとに行うべきものであるが、何らかのインセンティブが与えられるような仕組み(例えば、お祭り参加のための特別休暇制度、大学のボランティア活動の単位認定等)を行政、企業、大学等が用意することにより、活動への参加者が増加すると考える。
- 文化財の保存、アーカイブの構築等はとても大切なことだが、「保存したものをどう活用するのか」という点をもっと明確にしてほしい。
- 「文化財の公開・活用を一層進める」とあるが、優先順位としてはアーカイブの整備が先決ではないか。長期的視点に立った投資は、国家以外の主体には難しいということも考慮し、優先順位を明らかにするべき。
- アーカイブの整備については、内容への関わりが少ないため、国が政策誘導を行っても自律性を害する問題が少ない分野であり、国がイニシアティブをとって強力に推進していくことが望まれる。
- 公的な投資に無駄は許されないということも理解できるが、アーカイブの整備等は現時点での評価をあえてせずに網羅的に行う必要がある。
- 特に貴重な作品や急を要する資料については、散逸や劣化を防ぐため、所有者や管理者に対してデータベースの整備、保管場所の整備等を側面的に支援する仕組みが必要。
- 舞台芸術分野においても、これまでその必要性が認識されながら、公演活動や劇場・ホールへの支援が焦眉の急であったため、アーカイブは後回しにされてきた経緯がある。今日、我が国の舞台芸術各分野の作品・資料等は膨大な量に達しているが、その収集・保存はもとより所在情報さえ把握できていない分野もあり、遠からずしてこれらの作品・資料等は散逸ないし埋没してしまう危険がある。早急に対処する必要があり、舞台芸術分野についてもアーカイブ構築の必要性を明確化すべき。
- マンガの原画等のメディア芸術に関する作品・資料のアーカイブも重要であるが、過去の日本映画保存については、デジタルリマスターについての議論のみでは不十分であり、現像所等に保管された非公式マスターフィルムの調査収集等にも踏み込むべき。
- 8ミリ/16ミリの小型映画はフィルムの生産停止、現像場の閉鎖など、特に危機に瀕しており、アーカイブの整備が急務である。
- 文化財修復学科等において映画フィルムの修復をカリキュラムに入れている所は皆無であ

り、映画保存自体を学べる場所もほとんど存在していない。我が国の教育面の遅れは海外と比して危機的な状況にある現状を踏まえ、映画保存を議論する際は、それを扱う人材の育成と継承もセットで議論されることを期待する。

- 博物館の現状をみると、博物館における収蔵品管理と学芸員の労働状況、職員全体の文化資源に対する認識・理解の問題など博物館運営における複数の問題点が混在しており、その結果として文化財アーカイブの構築と運営が機能していない。アーカイブに関する調査研究機能の充実と所蔵作品の目録(資料台帳)整備、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化とともに、各博物館の実情を徹底的に調査し、業務において早急に改善すべき問題を改善し、加えてデジタル・アーカイブや文化資源、博物館の公共性に関する職員の意識改革や実務研修、新たな専門職の雇用などの策を講ずる必要がある。
- 我が国博物館の目録化率は、50%前後と先進国の博物館と比較すればまったく恥ずかしい話であり、これがウェブサイトの博物館関連情報が貧弱な要因でもある。国として、例えば、博物館の評価基準に目録化率を向上させることを織り込むとか、全国の博物館の目録化率の悉皆調査を行い、そのデータを公表することにより刺激・推進していくような具体的な検討を進めていくべきではないか。

文化芸術の観光振興、地域振興等への活用

- 歌舞伎等の伝統芸術にとどまらず、文化芸術は広く観光資源としての可能性を秘めながら、その可能性を生かしきれていない状況である。海外からの観光客や在留外国人が文化芸術に触れやすい状況を作ることは、外貨獲得だけでなく、日本ファンを増やすことになり、国際環境における日本の地位向上につながると考えられる。
- 「地域の文化芸術資源の発掘・活用」について、過疎化や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化による地域社会の衰退等の課題に取り組み、地域の文化芸術資源を活用している活動や、その地域拠点(既存のホール・劇場や美術館ではなく、廃校や商店街の空き店舗・倉庫等をリノベーションした文化拠点)の運営も奨励することが必要である。
- 観光や情報発信は、自治体、観光庁(国土交通省)、外務省等と役割分担して民間との協力の下、効果的・効率的に行うことが不可欠である。
- 地域単位での観光振興、地域振興、産業振興に活用する取組に国、とりわけ文化庁がどのように関与すべきか、より具体的に示さなければ意味がない。短期の不安定な助成金による政策誘導及びその打ち切りにより逆に混乱を引き起こしている現状への反省がみられない。
- 創造都市の推進と創造産業の振興において、国が側面支援に注力すべきという点に賛成するが、経済的・文化的インセンティブを導入するという点については、その内容が不明であり、国がどのような面で関与できるのか、関与すべきでない点は何か、具体的に示すべき。

文化発信・国際文化交流の充実

- 「日本文化に対する国際社会の関心が表層的な面にとどまっており、全体に対する深い理解に基づくものとはなっていない」とあるが、そもそも日本人がそれを自覚できていないのではないか。また、そうした抽象的な「深い理解」を国際社会に求めるのは妥当であろうか。少なくとも、どのような理解を求めるのか、外務省や経産省等とともに明確にしていく必要があるのではないか。
- 「深い」「浅い」の基準は客観性が低い。独自性と国際性のバランスを保った日本文化に対する理解を促すこととしてはどうか。
- 海外公演・出展、国際共同制作等への支援の充実を実現させ、なるべく多くの芸術家があるに参加する機会を得られるようにしてほしい。芸術家はもっと世界で揉まれて成長するべき。
- 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催、海外フェスティバルへの参加は、独自の素晴らしい文化を所有する日本人が世界に果たすべき役割である。日本人が自国に誇りを持てるようになる絶好の機会だと考える。戦略的に国が支援することが望まれる。
- フェスティバルを世界水準の文化資源として育てていくことが、文化芸術や観光の振興、雇用の創出、地域の活性化をもたらし、ひいては、国の成長につながる。国際的な文化芸術フェスティバルを国、都などの大都市、民間が協働して取り組む仕組みを整えるべき。
- 企画制作に複数年度を要する国際芸術フェスティバルの戦略的支援の1つとして、複数年度の助成や企画制作のための助成(フェスティバルのディレクターのリサーチにかかる渡航費助成等)の検討が求められる。
- アート・フェスティバルの国内開催への戦略的な支援については、地域の自発的な取組への側面支援なのか、国内の美術のレベルを高めたり海外にアピールしたりするための国としての支援なのか、明確な目的や責任の下で助成の規模や内容、期間を区分けして、芸術の自律性を弱める政策誘導とならないよう配慮すべき。
- 海外での日本文化受容の実態を、外務省・国際交流基金や経産省・JETRO 等と共有した上で、メディア芸術分野では具体的にどのような日本文化の発信を行うかを議論すべき。
- ポップカルチャー・メディア芸術に関しては、時代の趨勢に委ねるのが相応な分野であり、既に外務省や経産省が戦略に用いていることから、文化庁が積極的に関与する必要はないのではないか。
- 東アジアや海外との文化交流は今後さらに深めていくべきであり、そのための演出家の育成はもちろん、海外交流に対応できる制作スタッフの育成も急務であろう。

- 「東アジアをはじめとした」とあるが、文化芸術が日々の生活に密接な関わりをもち、かつ興行として経済的にも成功している環境として、ヨーロッパの国々にも多く学ぶところがある。「東アジア芸術創造都市(仮称)」についても、その意図するところ・意義についてより明確な説明が必要である。
- 「東アジア芸術創造都市(仮称)」の取組が政府主導ではなく、市民レベル主導であることを期待する。大学間の交流だけでなく、都市や地域間の交流、あるいは市民レベル(芸術家個人やアートNPO・NGO)での交流の活性化こそが必要である。
- 日本語教育は、外国人が日本の文化を学ぶ手段として、また日本の文化を理解する人々との交流において重要な役割を果たす。文化発信・国際文化交流の充実に不可欠なこととして外国人への日本語教育の充実を盛り込むべき。

舞台芸術

- ①実演芸術の活動を促進するにふさわしい制度的枠組みの確立、②子どもたちの実演芸術鑑賞に係る国としての方針と目標の明確化、③実演家及びスタッフの社会的地位の向上により、実演芸術の公共的な価値を社会に生かしていくことを明確に打ち出してほしい。
- 舞台芸術を振興する意義のうち社会的な効用について、産業的な観点に偏っている感じを受ける。劇場を拠点とした舞台芸術の創造、参加、享受は、「ゆるやかなネットワーク社会によるコミュニティの再生」に役立つと考える。
- 子どもに向けた施策同様に、高齢者・障害者を文化芸術活動、劇場に呼び込む努力が必要不可欠であり、具体的には手話通訳、字幕表記、音声ガイド等の情報保障に対しての助成を優先的に行ってほしい。同時に、ウェブサイトでの案内においても情報障害に配慮すべき。
- 本物の芸術に触れる機会の地域間格差是正のために機能していた「舞台芸術の魅力発見事業」を廃止したことは、時代の趨勢に逆行しており、同様の支援制度を早急に確立すべき。
- 舞台芸術の健全な発展のため、全国的な見地から複数の創造拠点を配置することが必要であり、北海道に国立の劇場を創設することを望む。地域主権社会への進展を図る上でも、中核的機能を果たす地域拠点として国立の劇場を複数箇所に設置する、地域の優れた人的、地理的、歴史的資源を活用する、といった観点から今後のあるべき姿を検討されたい。

メディア芸術

- メディア芸術振興にあたっては、産業や観光振興、コンテンツ産業の競争力強化等の名目で国が関与したり、自律性を奪う政策誘導が行われたりすることでかえって表現の多様性や芸術性が低下しないよう、他の主体による代替手段がとられる見込みがない箇所に絞った施策を行うべき。

- 日本のメディア産業は、中・韓をはじめ国際競争の激化とそれに伴う就労環境悪化のため、裾野が縮小している状況にあり、技能継承のための若手人材の育成、環境整備が急務である。現場のクリエイターからヒアリングをするなど実態調査を行うとともに、現場の制作者が、著作権をはじめ正当な権利とチャンスを受けられるシステムを構築する必要がある。
- メディア芸術について、クリエイターの育成や優れた作品のアーカイブなどは必要であり、質的にもマーケット的にも日本の誇れる分野となってきたが、子どもたちへの悪影響も心配される。特にゲームや漫画など、安易に文化庁が推進する動きをすることには問題を感じる。質の充実とそれを見分ける人材の育成が必要である。
- アニメ・マンガ等のメディア芸術については、原画・セル画等原資料の収集保存を行うとともに、第2次基本方針に引き続き国際拠点形成に向けた取組が継続されることを強く期待する。
- 地域の映画館や空き店舗、廃校等を活用した「映像メディア・サテライト」の実施について、都道府県や財団等に委託することはできないか。単なる「映像メディア」の上映会の業務委託ではなく、サテライト事業をメディア芸術の普及と地域活性化の手段として捉え、都道府県とサテライト会場となる施設周辺の地域コミュニティや市町村、商工会などが協働することを条件とすれば、事業終了後も地域の創造拠点として活用され、文化環境の向上と地域の活性化などが期待できる。
- メディア芸術祭と同時期の企画への支援というが、例えば東京都や日本動画協会をはじめとするアニメーション事業者団体が主催する「東京国際アニメフェア」は予算・来場者ともメディア芸術祭を上回る規模である。自治体や民間の取組との役割分担を先に議論すべき。
- 世界的メディアフェスティバルと同様に、メディア芸術祭の内容として、実験映画、ビデオアート、インスタレーション、パフォーマンス、サウンドアート、ドキュメンタリーなど多様なメディア作品が網羅されることを期待する。また、時代の先端、新しさの追求のみではなく、歴史的な作品の上映／上演等を通じて、世代の異なるアーティスト／研究者／観客とのディスカッション・交流の場となることを望みたい。
- 「海外からメディア芸術の留学生や研修生を積極的に受け入れ、これらの留学生等による帰国後の日本文化の発信につなげるべき」とあるが、マンガやアニメを研究したいと来日する留学生を十分に指導できる体制ができているかは疑問である。学問的な基盤を確立することが先決ではないか。

映画

- 映画は、観客に見られることによって生きるものなので、制作費の支援に加え、配給・上映に対する支援も必要。特に、芸術性の高い作品、ドキュメンタリー作品など非商業的映画作品は、上映機会が限られているため、配給／上映活動は困難さを伴う。多様な視点の映像作品が制

作され／流通するサイクル(制作→上映→鑑賞／批評→保存、新しい作品の制作→)の継続が、日本の非商業的映画の振興には不可欠と考える。

- 国がもっとも力を入れるべきは、我が国の優れたコンテンツの著作権情報の整理である。日本の場合、出版社や映画製作会社に著作権が一元化されていないため著作権の所在が複雑であり、そのことが海外進出の大きな障害となっている。
- 非商業的作品の振興のためには、様々な手法、様々な資金調達方法が考えられる。放送局、インターネットプロバイダー等に映画振興のための投資を義務付けたり、特定目的課税として文化(映画)振興税を課したりするなど、財源面の工夫と合わせ踏み込んだ検討を行うべき。
- 英語字幕を付けることで日本文化の海外発信ができるが、同様に国内の聴覚障害者・視覚障害者も文化の共有ができるような環境を整えるべき。全作品に字幕、音声ガイドが付けられるよう、優先的に助成する制度をつくってほしい。

美術

- 「博物館は、単に社会教育施設あるいは文化施設であるにとどまらず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設」であり、これらの機能を強化するためには、国立や首長部局所管の博物館が除外されている博物館登録制度の見直しなどを中心に、博物館法を早期に改正し、これを軸に博物館政策を展開していくことが必要と考える。
- 「多面的な機能を備えた新たな博物館像を形成することが重要」とあるが、博物館に機能を次々と足していくのではなく、教育、研究、展示、保存、収集、修復など機能を分析した上で、理念に沿って適切に運用し、場合によっては機能を限定するべきではないか。市民の支持を得ようとするあまり博物館の本義を見失っては本末転倒である。多面的な運用にはどういったコストが必要なのか、どのような役割分担を行えば適切な運用となるのか、といった国家戦略的な視点が必要なのではないか。
- 独立行政法人が設置する国立博物館は、それぞれの使命・機能が与えられているとともに、広く博物館を先導する役割を担っている。今後とも我が国博物館のナショナル・センターとして国民・住民の期待に応えていくためには、厳しい財政事情にあっても国立博物館が充実した運営を行うために必要な財源を確保することが必要である。
- 私立博物館は、国公立博物館とともに我が国の文化を守り、育み、後世に継承していくという重要な役割を果たしている。新たな公益法人制度の導入により、特例民法法人から一般財団法人等に移行する法人が設置する博物館に係る固定資産税等については、経過措置終了後の平成26年度以降も引き続き非課税とされるよう、文化行政の立場から支援してほしい。

- 計画性や戦略的な政策を持って実行されるべき文化財収集が、運営費交付金の削減を前提とした不安定な予算組みの中で行われている現状については検討の余地がある。
- 国立博物館として行った改革に報いるインセンティブが用意されていない現状は、職員の意欲を削ぐ一要因となっており、この状況を改善するため、そして国民共有の財産を充実するためにも、目的積立金制度等自己収入の拡大を可能とするような財政措置に係る制度構築について徹底した議論が望まれる。独立行政法人の本事業仕分けの評価を受けた機を逃さず、国立博物館の運営が効果的に機能するよう議論を開始してほしい。
- 国民共有の貴重な財産を充実するためには、長期展望を踏まえた文化財収集が実施できるよう継続性のある資金調達が可能な制度を構築するのが国の役割であり、基金の創設や寄附税制も含め、政府以外からの資金調達に係る制度を早急に検討するべき。ナショナルコレクションとして質の高い文化財収集が継続して行えるよう、税制、物納制度及び基金の創設など実質的に機能する制度を構築し、国立博物館と地方の公立博物館が収蔵品の収集や貸借、博物館運営において強固な連携体制を形成しながら、効果的にそれらの制度が活用されるための包括的なスキームの検討を期待したい。
- ミュージアムの基本はあくまでもコレクションであり、一過性の企画展だけでなく、地域住民のそして国民の資産となるコレクションの充実にもっと力を入れるべき。例えば、地方の美術館が作品を購入するための助成制度や国立博物館のコレクションの貸出し・巡回展の充実を検討できないか。
- 博物館の管理運営を充実させるため、博物館における専門職(ミュージアム・アドミニストレーター、コンサーバーター、レジストラー、エデュケーター、アーキビスト等)の人材育成や博物館での配置促進が提示されている。しかしながら、これら人材の博物館での勤務へと繋げる具体的な施策がないことが問題である。博物館における脆弱な雇用体系と組織力、学芸以外の職種的な専門分化と分業の欠如は目に余るものがあり、早急な改善が必要不可欠である。
- 博物館活性化のため、アドミニストレーター、コンサーバーター、レジストラー等の専門職を置くことは理想的ではあるが、それが可能なのは規模の大きな国立等の美術館・博物館に限られよう。地方の美術館の運営は大変厳しい状況にあり、個々に専門の職員を置くような予算は想定外である。それよりも地方の美術館には、広報、ファンドレイズ、コンサーベーションなどを集中的にアウトソーシングとして請け負うプロフェッショナル集団が必要ではないか。
- 従来博物館は「学芸員」が専門的業務全てを「つかさどる」存在であった。各専門職員について記述する前提として、これからの博物館は学芸員だけで運営しているという考えは捨て去り、管理部門、教育担当、修復担当など館に勤める全ての専門職員がチームとして一丸となり運営していかなければならないことを明記すべき。

- 我が国では、いわゆるハコモノ優先で、もともと博物館の専門職員の必要性が十分認知されてこなかったことに加え、昨今の財政難により職員雇用が困難な館も少なくない。社会的な要請に応えるためには、何よりも専門職員である学芸員の充足が必要である。提言されている新たな職種は、「職種」というよりも「機能」であり、役割分担が可能な学芸員数が確保されることが各機能を果たす前提条件であることを明記すべき。
- 教育担当専門職員(エデュケーター)の配置について、美術館における教育普及的活動の専門性が、学校との連携のみで語られている点に疑問を感じる。この名称は現実には即して「教育普及の専門性をもつ学芸員」とし、常勤職の配置と教育普及担当学芸員になる人材の育成(大学院レベルでの博物館学、博物館教育学のコースの設置)を望む。美術館・博物館に必要とされているのは、パブリックに対して学びのデザインができる「学芸員」であり、新しい専門職名をつけて配置するよりも現職非常勤の教育普及担当学芸員を常勤職にする方向性や養成が望まれる。
- 文化資源活用のためのアーカイブ化ではなく、館のアイデンティティ保持のため、その歴史を尊重し、説明責任を果たすべく運営記録を保存、公開すべきとの観点から、各館にミュージアム・アーカイブズを設置すべきであり、そのためにミュージアム・アーキビストを養成し、配置することを提案する。

くらしの文化

- 日本の「くらしの文化」の美しさは、ヨーロッパ文化に対峙する日本文化の特徴である。欧米に流出した「くらしの文化」や、現代の衣食住や趣味、生活用具の中に見られる「くらしの文化」にも目を向けつつ、また他の文化芸術分野も考慮に入れつつ、一層議論を深め、具体的施策に反映させてほしい。包括的な施策の実行が、国民を「クリエイティブ・クラス」にし、ひいては「創造都市」を発展させる原動力となっていくのではないか。
- 「くらしの文化」というものが「文化財」の概念とどのような距離感を持って語られているのかわからない。また、文化発信や観光振興がどの地域にとってもよいものなのか、各地域、ケース・バイ・ケースで行うべき施策は異なると思うので、その方針も示すべき。
- 生活文化に対する考え方は、地域、ライフスタイル、個人、時代によって異なり、特定の生活文化の保護・育成には国民的な合意が必要である。それよりも、茶道、華道等が今日まで継続してきた歴史や現状を調査・分析する必要がある、そうした調査・分析結果を踏まえて、国による保護・育成が必要なかどうかを議論すべき。
- 建築、ファッションデザイン、料理、工芸等の創造産業の振興については、従来他省庁や自治体、民間が主体的に取り組んできた分野であり、文化振興として関与する積極的な理由が乏しいのではないか。

- 「パーセント・フォー・アート」の導入を切に望む。一時的な町おこしのアートイベントを奨励するだけでなく、また、美術館の中における芸術の蓄積だけでなく、公に開かれた文化・アートワークの蓄積にいかに取り組むか、それが日本全体の文化レベルの向上、人々の創造的な発想、社会の活性化へつながるものとする。
- バブルの時期同様の文脈で不動産に付加価値を付けるための「Percent for Art」では意味がない。今回の「審議経過報告」で【「くらしの文化」の担い手・団体の育成・支援】として「Percent for Art」が言及されたことにこそ価値がある。物から人への転換の中で再び「Percent for Art」が活発に議論され定着されることを切に望む。
- 「パーセント・フォー・アート」制度は、これまで想定されてきた便益である「都市の文化的景観づくり」や「アーティストへの支援」という側面だけでなく、アーティストが過疎地の学校や病院・障害者養護施設・刑務所等、福祉や教育現場で活動することを支える政策ともなり、政策がもたらす社会的便益は高まっていく可能性は大きい。「パーセント・フォー・アート」が総合的な政策として実施されるスキームや、これらのアート活動を持続的に支える制度となるための調査を本格的に検討していく必要があるのではないかと考える。
- 「文化芸術立国」を掲げるならば、「Percent for Art」により NPO や市民によるアートの活動に対する助成を制度化し、地域の民間力を生かしながら文化政策として国がサポートするシステムとすることが必要と考える。省庁の枠を超えた制度化、予算化を望む。
- Percent for Art に関しては、アーツカウンシル構想とも連動させて各地域に各分野のディレクターや専門機関を置き、モノ(立体作品等)だけでなくコト(文化芸術事業)にも使える予算にすべき。
- 「くらしの文化」において‘既に人知れず消失してしまったもの’に方言があるのではないかと考える。方言について、その意義、普及の必要性を検証するとともに、伝承・普及のための方策と予算措置を検討すべき。

文化財

- 文化財情報の集積は、文化財の防災体制の立案や設備のために不可欠である。指定の有無を問わず日常的に文化財情報の収集を行うとともに更新し続けるためには、子どもを含めた住民参加による文化財調査や観察が有効であると考えられるので、文化財ハザードマップ作成のような取組を全国的に広げてはどうか。国民の文化財保護に対する理解増進のためにも、単なる鑑賞や親しむ活動よりも参画意識を高めるものになるとも考えられる。
- 文化財の修理・修復に関する寄附に係る税制上の優遇措置の確立を求めたい。国、県、市が税金から補助金を出すシステムから、個々の市民が社会を豊かにするために寄附し、国が税制上の優遇措置を設けるシステムに移行すべき時期にきていると考える。

今後の検討課題

- 第2次基本方針の評価をはじめ、現時点での文化庁の文化政策が何を達成し何が課題なのか、現状分析と評価(自己評価および第三者評価)を明らかにすることを望む。
- 文化芸術活動の実態把握は、文化芸術政策の形成とその評価に不可欠であり、政府統計の活用、独自調査の実施、民間団体の調査研究の位置付けなど、文化庁として調査研究の方向性と枠組みを具体的に研究する必要がある。
- 文化芸術活動は定量的・短期的な評価には馴染まないと考えるが、設定可能な中長期的な施策の達成目標や工程スケジュールの明示は必要と考える。
- 実演家等の社会的地位を確かなものとするため、事業主体と実演家等の共通認識となる契約ガイドラインを作成するなど円滑な契約関係を醸成する取組や、実演家等に関わる業務上の災害に対する補償など被雇用者の社会保険の適用を含め独自の社会保障制度の可能性について研究に着手することが必要と考える。
- 今後の検討課題として、行き過ぎた著作権保護論に係る検討を深めてほしい。日本の文化政策を考える上で、表現の自由等を守る体制をつくり、自主的な新しい創造を活性化させていくことこそが財政などの支援よりもはるかに重要な根幹部分なのではとも思う。